

大津市災害ボランティア事前登録要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が災害発生時、大津市災害ボランティアセンターを平常時から災害時に移行した場合、迅速かつ効果的に災害ボランティア活動が行えるように、災害ボランティアの登録、研修について必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の対象者)

第2条 自発的な意思で災害ボランティアの活動を希望する個人または団体とする。

(登録の方法)

第3条 災害ボランティアに登録しようとするものは、大津市災害ボランティア事前登録票（様式第1，2，3号）を本会に提出するものとする。

2 本会は、前項の申し込みの提出があった場合は、必要事項の記載を確認した上で、別に定める「大津市災害ボランティア事前登録者台帳」（様式第6号）に登録するものとする。ただし、登録者は満15歳以上で18歳未満の場合は、保護者の承諾を得た者とする。（様式第4号）

3 本会は、前項により登録を完了した者に「災害ボランティア事前登録者の証」（様式第7号）を交付する。

(登録の有効期限)

第4条 登録の有効期限は、登録の日から3年を経過した日の属する年度末までとする。

2 本会は、登録者に対し登録有効期限の1ヶ月前までに登録者の更新手続きについて通知をするものとし、更新手続きをしない者は登録者の証を返納させるものとする。

(登録者の個人情報)

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成することのみに利用し、取扱いについては本会の個人情報保護規定に基づき適正に管理するものとする。

2 登録者に関する個人情報については、本人の同意（第三者提供の可）がある場合は、災害ボランティア活動に必要な範囲で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用

することができる。

(研修等への参加)

第6条 登録者は、災害ボランティアとしての活動に関する知識向上のため本会および関連する機関（滋賀県社会福祉協議会等）が実施する研修会等に積極的に参加するものとする。

(登録の変更)

第7条 登録者は、登録に変更があった場合には大津市災害ボランティア事前登録票（様式第1号）を本会に提出し、登録内容を変更するものとする。

(登録の抹消)

第8条 本会は、次のいずれかに該当するときは当該登録を抹消することができる。

(1) 災害ボランティア事前登録辞退届（様式第5号）の提出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、本会が不適格と認めたとき。

(保険の加入)

第9条 登録者が災害ボランティア活動を行う場合には、災害ボランティア活動ほけんに加入するものとする。

(補償)

第10条 登録者がボランティア活動中に被った事故等による補償は、ボランティア活動保険の適用の範囲で行うものとする。

(その他)

第11条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成28年7月19日より適用する。